

外国法事務弁護士名簿登録等取扱規則

(昭和六十二年三月十三日規則第四十二号)

改正 平成 二年 三月一六日

同 七年 一月二〇日

同 一六年 二月一九日

同 二一年 二月一九日

同 二四年 六月一五日

同 二六年 二月一八日

同 二六年 二月一八日

同 二九年 六月一六日

第一条 外国特別会員基本規程(会規第二十五号。以下「基本規程」という。)第八条に基づき、外国法事務弁護士

名簿の登録、登録換え、登録事項の変更、登録取消し又は

は指定法付記等に関して、日本弁護士連合会に提出する

ことを要する書類の様式は、それぞれ次の書式とする。

一 外国法事務弁護士名簿登録請求書(別紙第一号書式)

二 外国法事務弁護士名簿登録換え請求書(別紙第二号

書式)

三 外国法事務弁護士名簿登録換え届出書(別紙第三号

書式)

- 1 -

書式)

四 外国法事務弁護士名簿登録事項変更届出書(別紙第五号書式)

五 外国法事務弁護士名簿登録取消し請求書(別紙第五号書式)

六 指定法付記請求書(別紙第六号書式)

七 所属事業体名称使用届出書(別紙第七号—A書式及び第七号—B書式)

八 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書(別紙第八号書式)

第二条 外国法事務弁護士は、基本規程第十三条に規定する事項について変更があつたときは、直ちに本会にその旨届け出なければならない。

附 則

この規則は、理事会の定める日(昭和六十二年四月一日)

から施行する。

附 則 (平成二年三月一六日改正)

第八号書式及び第九号書式の改正規定は、平成二年四月

一日から施行する。

附 則 (平成七年一月二〇日改正)

第一号書式、第四号書式及び第七号書式の改正規定は、

- 2 -

平成七年一月二十日から施行する。

附 則（平成一六年二月一九日改正）

1 第一条、第一号書式及び第五号書式の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第四号書式の改正規定は、平成十六年四月一日から施行し、平成十五年十一月十二日から適用する。

附 則（平成二二年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規

則の整備等に関する規則 第一条、第二条、

第一号書式から第七号—B書式、第一〇号

書式改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二二年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行）

附 則（平成二四年六月一五日改正）

別紙第十号書式の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日改正）

第二条の改正規定は、平成二十六年十二月十九日から施行し、同年七月一日から適用する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法律事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関

する規則 第一条、第二条、第一号書式、

第二号書式、第四号書式、第五号書式、第

七号—A書式、第七号—B書式、第八号書

式、第九号書式、第一〇号書式改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（平成二九年六月一六日改正）

別紙第一号書式、別紙第二号書式及び別紙第四号書式の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。